

第14回食育推進全国大会 in やまなし準備業務
公募型プロポーザル方式による手続開始の公告

次のとおり提案書の提出を公募します。

平成30年10月11日

山梨県知事 後藤 斎

1 業務の概要

(1) 業務名

第14回食育推進全国大会 in やまなし準備業務

(2) 業務目的

第14回食育推進全国大会 in やまなしを通じて、より効果的に食育について理解を深めてもらい、食育活動への積極的な参加を促す契機とするため、大会内容の企画立案や、事業費の積算、運営のための各種計画書の作成などの準備業務を行うものとする。

(3) 業務内容

別添「第14回食育推進全国大会 in やまなし準備業務委託仕様書」による

(4) 履行予定期間

契約締結日から平成31年3月29日まで

2 公募型プロポーザルの参加者に必要な資格

以下の(1)から(9)までに掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 法人格を有し、山梨県内に本店又は、主たる事務所を有すること。
- (2) 山梨県における物品等競争入札参加資格を有する者。又は契約までに取得見込みの者。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 山梨県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領(平成26年12月1日)」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領(平成26年12月1日)」による指名停止措置期間中の者でないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。又は法人にあっては、その構成員が暴力団員でないこと。
- (8) 政治団体(政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条に規定するもの)に該当しないこと。
- (9) 宗教法人(宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条の規定によるもの)に該当しないこと。以下の(1)から(9)までに掲げる要件の全てを満たす者とする。

3 公募型プロポーザル募集要項等の交付及び問い合わせ先

- (1) 「山梨県」ホームページからダウンロードすること
- (2) 山梨県県民生活部 消費生活安全課(食の安全・食育担当)

〒400-8501 甲府市丸の内 1-6-1 県庁本館 2 階
電話：055-223-1588 FAX：055-223-1320
Email：shokuhin-st@pref.yamanashi.lg.jp

4 提案にあたっての質問の受付期限

平成30年10月18日(木)午後5時まで

5 提案書等の提出期限

平成30年10月29日(月)午後5時まで

6 選考方法及び審査基準

(1) 選考方法

イ 「第14回食育推進全国大会 in やまなし準備業務委託事業者選定委員会」を開催し、提出された企画提案内容について下記「審査基準」に基づき審査を行い、選定委員の評価点の合計点で最高点を得た者を第1順位の委託業務実施候補者(以下「委託候補者」という)とする。

ロ 第1順位の者が複数いる場合は、選定委員の多数決によりを決定する。それでもなお同数の場合は、委員長の判断により委託候補者を決定する。

ハ 評価点の合計点の平均が50点を下回る場合は委託候補者とししない。

ニ 審査結果は、速やかに書面で郵送により通知するとともに、県ホームページで公開する。
なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(2) 審査基準

審査区分及び評価項目は、次のとおりとする。

審査区分	配点	評価項目
企画創造力	50	・山梨県らしい独自性のある企画内容となっているか。 ・第3次やまなし食育推進計画等の内容を反映した企画となっているか。 ・甲府駅周辺とアイメッセ山梨の両会場を活かした企画や来場者を確保する企画となっているか。 ・梅雨時期の実施を考慮した企画内容となっているか。
事業実行力	30	・業務を確実に実施できる体制を有しているか。 ・専任担当者は想定されているか ・過去に同規模イベントの企画等の実績があるか。 ・アイメッセ山梨、甲府駅周辺でのイベントの実績はあるか。 ・具体的な実行委員会事務局の支援策はあるか。
提案価格	20	・経費の節減を推奨するため、価格評価点を導入する。

7 プロポーザルに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨